

WTO 政府調達協定の 適用基準額

		国等		地方公共団体	
		1996年度 ～ 2013年度	2014年度 ～ (邦貨換算額)	1996年度 ～ 2013年度	2014年度 ～ (邦貨換算額)
物品		13万SDR	10万SDR (1300万円)	20万SDR	20万SDR (2700万円)
建設工事		450万SDR	450万SDR (6億円)	1500万SDR	1500万SDR (20.2億円)
役務	建設関連サービス (設計・測量等)	45万SDR	45万SDR (6000万円)	150万SDR	150万SDR (2億円)
	一般サービス	13万SDR	10万SDR (1300万円)	20万SDR	20万SDR (2700万円)

外務省・経済産業省提出資料より作成

- SDR: 特別引出権(Special Drawing Rights)の略称。国際通貨基金(IMF)が1969年に創設した国際準備資産で、その価値は主要4通貨(円、ドル、ユーロ、ポンド)のバスケットに基づいて決められる。
- 政府調達協定においては、各締約国は、IMFが公表している各国通貨換算レートの過去2年間の平均値に基づいて、SDRにて定める基準額の各締約国の通貨への換算額を、2年ごとに見直し、WTO事務局に通報することとされている。
- 「2014～15年度」については、2014年4月16日に我が国において改正政府調達協定が発効したこととともない、同日以降に限り新たな基準が適用されている。